

耕作放棄地等の関係機関での情報共有について

22.7.30 農業振興課

1 目的

耕作放棄地等の所有者からの同意のもとに、県内の関係機関等で耕作放棄地等の情報を共有化し、市町村域を越えた農地も含め、規模拡大志向農家及び新規参入者等への提供等、有効活用を図るものである。

2 実施方法 (別紙手順のとおり)

(1) 耕作放棄地等の所有者に対する依頼及び情報の収集・整理 (同意書、別紙一覧表)

- ・ 農地の情報については、個人情報となっており、情報の共有化を図るために、農地の所有者から同意を得る必要があること。
- ・ 耕作放棄地等には、低利用農地も含むものであること。なお、農地の有効活用のために、ある程度まとまった面積が必要と考えられることから、面積は、10a以上としたこと。

(2) 耕作放棄地等の情報の提供・共有 県においては、整理した一覧表を関係機関に提供するものである。

なお、関係機関は、県の機関等に限定しているものである。

(3) 耕作放棄地等の情報の活用

耕作放棄地等の情報を提供する場合には、同意書とは別に、所有者から、あらかじめ、情報を提供することについて了解を得て行うものとする。(個人情報への配慮)

※ 手順においては、実施主体を市町村としているが、農業委員会としても指導を行う必要があることから、連携して行うこと。

3 その他

(1) 改正農地法において、農業委員会による遊休農地の是正指導権限が強化され、遊休農地の所有者等に対する指導・通知・公告・催告までの手続を一環して農業委員会が行うこととされ(農地法第30条以下)、遊休農地に対する何らかの指導を行う必要があること。

(2) 農地パトロール(利用状況調査)等の活用、補助金、国の緊急雇用等の活用等も検討する等、積極的に取り組むようお願いすること。

【耕作放棄地等の情報収集・共有、活用までの手順】

- 1 耕作放棄地の所有者に対する依頼及び情報の収集・整理
 - ① 各市町村は、耕作放棄地の所有者に対して、農地に関する個人情報の提供についての同意を得るための依頼文を交付するとともに、その同意書をもらう。
 - ② 同意書をもらう場合には、同意書中、「2 収集、提供する個人情報の内容」の項目について、所有者から聞き取り等を行い、別紙にまとめるものとする。
 - ③ なお、同意書については、原本を各市町村で保管し、その写しを広域振興局等を通じて農業振興課に送付するものとする。
- 2 耕作放棄地の情報の提供・共有
 - ① 各市町村は、1②の別紙及び同意書の写しを、当月分を翌月の7日までに所管する広域振興局等に提供する。
 - ② 広域振興局等は、①により提供を受けた別紙及び同意書の写しを、7日以内にとりまとめ農業振興課に送付する。
 - ③ 農業振興課は、情報を一覧にとりまとめ、速やかに県庁各課及び広域振興局等に送付する。
 - ④ 広域振興局等は、送付を受けた一覧を管内の関係機関・団体に送付する。
 - ⑤ 関係機関・団体は、送付を受けた一覧の情報を活用する。
- 3 耕作放棄地情報の活用
 - ① 広域振興局等、関係機関・団体は、耕作放棄地の利用希望があった場合は、その旨を耕作放棄地の在する市町村に連絡する。
 - ② ①により連絡を受けた市町村は、①の利用希望者に同意書に係る耕作放棄地の情報を提供する場合は、同意書をもらった所有者から、同意書とは別に、あらかじめ、情報を提供することの了解を得て行うものとする。
 - ③ 各市町村は、同意書に係る耕作放棄地について、貸出し等が決まった場合は、速やかに所管する広域振興局等を通じ農業振興課に通知する。
 - ④ 農業振興課は、一覧を修正等すると共に、県庁各課及び広域振興局等に通知する。
 - ⑤ 広域振興局等は、通知のあった事項について管内の関係機関・団体に通知する。

同意書

私の農地に関する下記の情報について、次のとおり取り扱うことについて同意します。

記

1 個人情報の取扱について

- (1) ○○○○(市町村)が耕作放棄地全体調査等で収集した私の個人情報を、岩手県に提供すること。
- (2) 岩手県が○○○○(市町村)から、○○○○(市町村)が収集した私の(1)の個人情報を収集すること。

- (3) (2)により、岩手県が収集した私の個人情報を、岩手県の機関(県庁農業振興課、県庁団体指導課、県庁流通課、県庁農業普及技術課、県庁農村計画課、県庁農村建設課、県庁農産園芸課、県庁畜産課、各広域振興局農政(農林)部、各農林振興センター、各農業改良普及センター、各農村整備センター(室))内で利用し、又は県内の各市町村農政担当課、県内の各農業委員会、岩手県農業会議、県内の各農業協同組合、全国農業協同組合連合会岩手県本部、岩手県農業協同組合中央会、岩手県農業公社、岩手県土地改良事業団体連合会及び県内の各土地改良区に提供すること。

2 収集、提供する個人情報の内容

農地の所在地、地目、面積、現在の農地の状況、標高、以前の作付作日、未作付の理由、賃貸料又は売渡しの希望額、農地が所在する市町村内外に居住する者へ貸出し又は売渡すことの可否。

3 使用する期間

同意を得た日から平成26年3月31日まで

4 個人情報の取扱いについての照会先

- (1) ○○○○(市町村)への照会先

(市町村の住所、担当課、連絡先)

(2)

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10-1

岩手県農林水産部農業振興課農地・交流担当

TEL: 019-629-5645

FAX: 019-629-5649

平成22年○月○日

○○(市町村)長 ○○○○様

岩手県知事 達増 拓也 様

住所

氏名

印

【耕作放棄地の所在地】

- ○○○市町村○○○○字○○○○番地○○○○—○○
- ○○○市町村○○字○○○○番地○○—○

【耕作放棄地全体調査等で収集した個人情報の取り扱いについて】

1 個人情報の利用目的

市町村域を越えた広域的な関係機関・団体と農地情報の共有を図り、規模拡大志向農家や新たな農業参入者へ農地情報の提供等を行い、耕作放棄地の解消を図るものです。

2 収集・提供される個人情報の範囲

収集・提供される個人情報の範囲は、耕作放棄地全体調査等で収集した農地の所在地、地目、面積、現在の農地の状況、標高、以前の作付作目、未作付の理由、賃貸料又は売渡しの希望額、農地が所在する市町村内外に居住する者へ貸出し又は売渡しすることの可否となります。

3 個人情報の提供先

耕作放棄地全体調査等で収集された情報については次のとおり提供します。

- (1) ○○○○(市町村)が耕作放棄地全体調査等で収集した情報を、岩手県に提供。
- (2) (1)により、○○○○(市町村)から岩手県に提供された情報を、岩手県の機関(県庁農業振興課、県庁団体指導課、県庁流通課、県庁農業普及技術課、県庁農村計画課、県庁農村建設課、県庁農産園芸課、県庁畜産課、各広域振興局農政(農林)部、各農林振興センター、各農業改良普及センター、各農村整備センター(室))、県内の各市町村農政担当課、県内の各農業委員会、岩手県農業会議、県内の各農業協同組合、全国農業協同組合連合会岩手県本部、岩手県農業協同組合中央会、岩手県農業公社、岩手県土地改良事業団体連合会及び県内の各土地改良区に提供。

4 個人情報の管理形態及び取扱い

個人情報については、紙及び電子データで管理し、上記3の関係機関・団体において情報を共有し、耕作放棄地の解消のため活用します。

5 個人情報の使用期間

同意を得た日から平成26年3月31日まで使用します。

6 個人情報の削除を希望する場合の申出先及び個人情報の取扱いについての照会先

収集した個人情報について、削除を希望する場合の申出先及び個人情報の取扱いについての照会先は次のとおりです。

- (1) ○○○○(市町村)への照会先

- (2) 岩手県への照会先

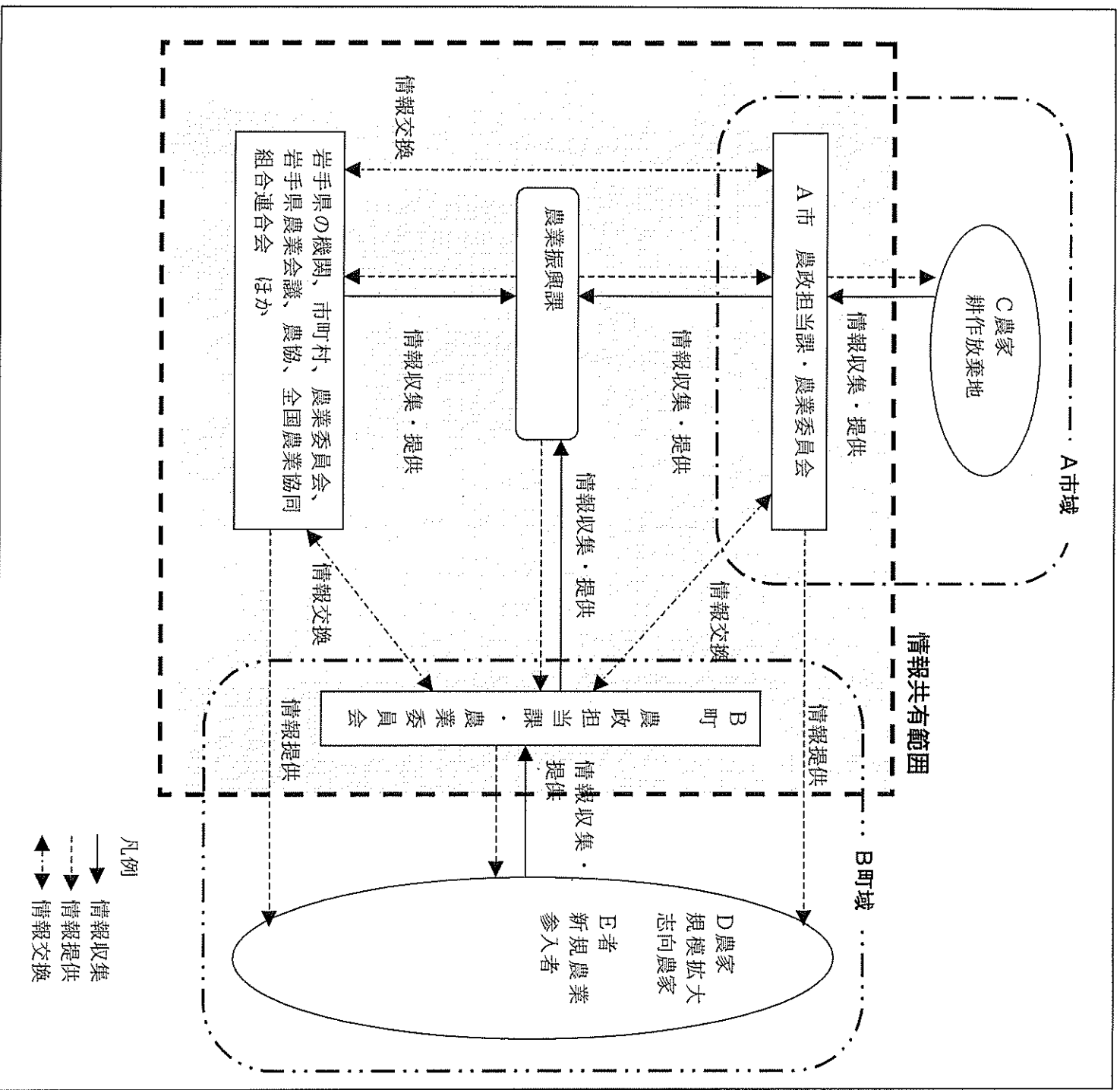
〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10-1

岩手県農林水産部農業振興課農地・交流担当

TEL : 019-629-5645

FAX : 019-629-5649

【耕作放棄地全体調査等で収集した個人情報の共有イメージ】



【例】 A市は、C農家の耕作放棄地情報を、D農家又はE者に提供する場合は、C農家から情報を提供することの了解を得て行うもの。

4 遊休農地を有効活用する対策の充実

(農地法第30条から第43条・第44条…⑧～⑫頁)

① 遊休農地の所在の明確化と有効利用の徹底

これまで 遊休農地のうち市町村が指定したものの(要活用農地)について、必要な措置を講じる仕組みとなっていました。

これから すべての遊休農地が対象となります。

これから 農業委員会は、毎年1回、農地の利用状況を調査します(義務)。

これから 農業者等から遊休農地がある旨を、農業委員会に申し出ることができます。

農地の利用状況の調査の方法 ▶ 《農地法運用通知第3》

- **実施時期**
農業委員会は、毎年行う利用状況調査について、あらかじめ実施期間を明確にしておきます。
- **調査の方法**
 - ① 旧市町村、大字等適当な範囲で区域を区切って、担当の農業委員を定め、必要に応じて地域の農業事情に精通した者、農業団体等の協力を得て調査します。
 - ② 農地が集団的に利用されている地域等遊休農地が周辺農業に及ぼす影響の高い地域から順次調査します。
 - ③ 農地に関する情報、既存の調査結果、調査図面等を活用するものとし、例えば、所有権に関する仮登記上の権利が設定されている農地、農法第3条第3項および農業経営基盤強化促進法第18条第2項第6号の規定の適用を受けて権利が設定されている農地等特に注意すべき地域や農地を明確にして調査します。
 - ④ 道路からの目視により雑草が繁茂していることが確認された場合は、現地で利用状況の写真を撮影し、その旨を図面等に記録します。

これまで 所有者が判明し得る遊休農地にしか、利用権の設定ができませんでした。

これから 所有者が判明しない遊休農地にも、利用権が設定できます。

② 指導から勧告までの手続きの一元化

これまで 遊休農地の所有者等に対する指導は農業委員会が、通知・公告・勧告は、市町村長が行っていました。

これから 遊休農地の所有者に対する指導・通知・公告・勧告までの手続きを、農業委員会が一貫して行います。

● 農業委員会の指導

- ① 1年以上にわたって農作物の栽培が行われておらず、かつ、今後、農地所有者等の農業経営に関する意向、農地の維持管理（草刈り、耕起等）の状況等からみて、農作物の栽培が行われる見込みがないときは、必要な指導を行います。
- ② 農作物の栽培は行われているが、周辺の同種の農地において行われる栽培方法と比較して著しく劣っているときは、必要な指導を行います。
この場合、作物（ウメ、クリ等を含む。）がまばらに又は農地内で偏って栽培されていないか、栽培に必要な管理が適切に行われているか等を見て判断します。

● 指導内容

- ① 農地の所有者が自ら耕作を行う意思を有し、その実現が見込まれる場合普及指導センター等と連携し、必要に応じて栽培作物や技術などを含め、耕作を行うことを指導します。
- ② 農地の所有者自らが耕作を行うことが困難と判断され、地域の認定農業者等への利用集積が見込まれる場合、地域の認定農業者等への農地の貸付け等の指導を行うとともに、相手方の紹介、あっせん等を行います。
- ③ ①および②が見込まれない場合
 - ㊦ 畜産農家と連携した放牧を指導します。
 - ㊧ 市民農園等による利活用を指導します。
 - ㊨ 農業に意欲のあるNPO法人、農協、地域の会社等への貸付けを指導します。
 - ㊩ 農地を利用する者が直ちに見込まれないときは、利用する者が確保されるまでの間、維持管理を行うこと、農地利用集積円滑化団体に貸付けの委任の申出を行うこと等を指導します。

遊休農地を有効活用する対策の仕組み

農業委員会が、管内の農地が適正に利用されているか調査します。

農業委員会が所有者等に対して、農地をきちんと利用するよう指導します。

指導対象農地
 ① 1年以上にわたって耕作されておらず、今後
 も耕作されないと見込まれる農地
 ② 周辺の農地と比べて低利用となっている農地

指導に従わない場合

農業委員会が遊休農地であることを通知します。

所有者等が農地をきちんと利用することを具体的に示した計画書を提出します。

計画書が不適切な場合等

農業委員会が所有者に対して、誰かに貸すなど必要な措置をとるよう勧告します。

勧告に従わない場合

指導対象農地のうち①については、農業委員会が遊休農地を利用したい者に利用できるように協議を行わせ、協議が不成立の場合等には、最終的には都道府県知事が、裁定により、その者が「特定利用権」により利用できるようにします。

利用集積

市町村

特定農業法人

農地保有合理化法人

農地利用集積円滑化団体
 〈新設・50員参照〉

担い手農家等

所有者が
不明な場合

公告

